

令和8年度群馬県低所得者世帯等への物価高騰支援事業に係る公募型プロポーザル質問回答

質問	回答
1 どの時点で児童扶養手当受給対象となりますでしょうか 例：令和8年5月31日に生まれた子どもは受給対象なのでしょうか	・児童扶養手当は申請をした月の翌月分から支給となります。そのため、5月までに児童扶養手当の申請をした方が6月分手当受給対象者です。
2 対象世帯データの連携は何月何日頃の想定でしょうか	・仕様書4（2）記載のとおり、契約後速やかに提供する予定です。
3 審査実施期間をご提示ください。	・4（5）③の審査については、使用期限が令和9年1月31日までのため、令和8年12月15日まで受付をした分までを予定しています。
4 審査受付（書類到着）したタイミングから県側への照会をするのは 何営業日以内等決まりはありますか	・4（5）③の審査については、申告時に根拠書類も含めて提出していただくことを予定しているため、基本的には都度県側へ照会いただくことは想定しておりません。審査の上で疑義が生じた場合は、速やかに県へ照会いただきたいと思います。
5 追加発送の想定件数はどれくらいでしょうか。 また発送サイクルのご指定はございますでしょうか。 (ある程度まとめて発送でよろしいでしょうか)	【非課税世帯について】 ・県としても想定ができていないため、事業者において、過去の類似事業実績等から想定をお願いします。 ・発送については、ある程度まとめたの発送で差支えありません。 【児童扶養手当受給世帯について】 ・追加発送件数は、200件程度を想定しています。 ・追加発送サイクルは、ある程度まとめた形で、1～3回程度を想定しています。
6 返送物はいつまで保管する必要があるでしょうか。 コールで本人問わず申告した住所、氏名、生年月日が正しければ 県側に確認をとらないで再送することが可能ですか。 また本人申し出の新住所は一度県側に確認をとる必要はありますか。 さらに返送数および再送数はそれぞれ何件程度想定しておけばよろしいでしょうか。	・返送物は金券使用期限である令和9年1月31日まで保管をお願いします。 ・コールで本人問わず申告した住所、氏名、生年月日が正しければ、県側に確認をとらないで再送することが可能です。 ・本人申し出の新住所は、県側に確認をとる必要はありません。 ・返送数および再送数は事業者において、過去の類似事業の実績等から想定をお願いします。
7 非課税、児童扶養手当世帯問わず全世帯へ同封する理解でよろしいでしょうか。	自立相談支援機関の案内チラシについては、非課税、児童扶養手当世帯それぞれに同封をしております。
8 非課税世帯かつ児童扶養手当受給世帯、両方の条件を兼ね備える対象者は発生するのでしょうか。 いるとしたら何件程度想定しておけばよろしいでしょうか。	・両方の条件を兼ね備える対象者は発生する想定です。 ・非課税世帯及び児童扶養手当受給世帯は、それぞれ別で発送する想定ですので、重複分は想定しておりません。
9 案内文の裏面を使用して金券の説明文を印刷してよろしいでしょうか。	・案内文の裏面を使用して金券の説明文を印刷することは可能です。